

○国海査 489 号通達改正(案)新旧表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>国海査第 452 号 (一部改正) 国海査第 247 号 (一部改正) 国海査第 489 号 (一部改正) 国海査第 363 号 平成 30 年 12 月 25 日</p>	<p>国海査第 452 号 (一部改正) 国海査第 247 号 (一部改正) 国海査第 489 号 (新設) 平成 28 年 12 月 27 日</p>	<p>表紙</p>
<p>特貨則第 1 条の 2 の 2 により、荷送人は船積み前に、同条第各号に掲げる事項を記載した資料を船長に提出することとなります。</p> <p><u>なお、マルポール附属書 V の改正 (平成 30 年 3 月 1 日発効) に伴い、固体ばら積み貨物が海洋環境に有害 (Harmful to the Marine Environment : 以下「HME」という。) であるか否かの宣言が義務化されています。貨物が HME に該当するか否かの宣言については海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 12 条の 3 の 2 の 1 の 1 の規定に基づくものになります。従前より、外航船については、IMSBC コードの第 4.2.3 節の様式に従うこととされていますが、今般の 4 次改正 (平成 31 年 1 月 1 日発効) において、IMSBC コードでも HME の該当有無を船長へ報告することが義務化されました。それにともない、内航船についてもその情報を提供するための様式例を別添 13 に定めましたので、今後は当該様式を参考に船長への資料提出を行ってください。</u></p>	<p>特貨則第 1 条の 2 の 2 により、荷送人は船積み前に、同条第各号に掲げる事項を記載した資料を船長に提出することとなります。当該資料の様式の一例を別添 13 に掲載しましたので、参考にして下さい。</p> <p>(新設)</p>	<p>9. 荷送人による船長への資料の提出について : p9</p>

<p>⑥ 「魚」の運送要件 スケジュールにおける魚に係る要件は、もっぱら漁ろうに従事する漁船には適用されません。また、特貨則第16条の2の資料の提出に加え、運送許容水分値及び水分値の計測は免除することとします。</p>	<p>⑥ 「魚」の運送要件 スケジュールにおける魚に係る要件は、もっぱら漁ろうに従事する漁船には適用されません。また、特貨則第16条の2の資料の提出に加え、運送許容水分値及び水分値の計測は免除することとします。</p>	<p>2. 告示における運送要件の解釈等について (2) 運送要件： p 8</p>
<p>⑦ 硫化金属精鉱（腐食性を有するもの） UN1759 当該貨物は危険物かつ液状化貨物としてIMSBCコードに掲載されている貨物ですが、国内法令では「船舶による危険物の運送要件を定める告示」にのみ掲載されています。しかし、当該貨物は危険物としての性質に加え、特貨則第1条2の2第4号の液状化貨物に該当する性質も持っているため、危険物船舶運送及び貯蔵規則第13条3項が適用されます。したがって、運送の際には危険物かつ液状化貨物として、他の液状化貨物と同様の手続きを取り、告示に掲載された運送方法に準じて運送される必要があります。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>⑧ 非鉄スラグの積載場所のビルジに係る要件について 種別C告示においては、亜鉛スラグ、銅スラグ及び鉛スラグについて、航海中に積載場所のビルジを定期的に排出することを要件として定めていますが、この要件は積載場所からの排出を求めるものであり、船外への排出にあたっては海洋汚染防止法関係法令を遵守する必要があることに留意して下さい。</p>	<p>⑦ 非鉄スラグの積載場所のビルジに係る要件について 種別C告示においては、亜鉛スラグ、銅スラグ及び鉛スラグについて、航海中に積載場所のビルジを定期的に排出することを要件として定めていますが、この要件は積載場所からの排出を求めるものであり、船外への排出にあたっては海洋汚染防止法関係法令を遵守する必要があることに留意して下さい。</p>	
<p>⑨ 告示に掲載された事前査定物質済みの貨物について 事前査定された物質の品名及び積載方法は、種別A告示、MHB告示及び種別C告示に記載します。これら告示中「規則第15条の3の3第1項の証明書を要する物質として告示に定めるもの」については、当該証明書の取得を義務付ける趣旨ではないことに留意して下さい。</p>	<p>⑧ 告示に掲載された事前査定物質済みの貨物について 事前査定された物質の品名及び積載方法は、種別A告示、MHB告示及び種別C告示に記載します。これら告示中「規則第15条の3の3第1項の証明書を要する物質として告示に定めるもの」については、当該証明書の取得を義務付ける趣旨ではないことに留意して下さい。</p>	

<p>⑩ 密度の大きな貨物の積載によるタンクトップへの過大な応力の回避について スケジュールでは、アンチモン鉱及び残滓、バライト（種別C）等について、タンクトップへの過大な応力を避けるため、重量分布の均等化について検討するよう規定しています。この規定は告示には取り入れていませんが、荷役作業においては、当該規定に留意して下さい。</p> <p>⑪ 「船積み」と「荷役作業」の解釈について 特貨則告示においては雨中荷役に関する規定を中心に「船積み」と規定されている貨物、若しくは「荷役作業」と規定されている貨物が存在します。これらはIMSBCコードにおいて、「loading」と記載のあるものについては「船積み」、「handling」と記載のあるものについては「荷役作業（船積み又は陸揚げ）」と分類されており、コードの記載に応じて告示にも取り入れられています。「荷役作業」との記載がある場合には、規定が船積み時だけでなく陸揚げ時にも適用されるため、該当条文を参照する際にはこれらの文言を確認した上、作業を行ってください。</p>	<p>⑨ 密度の大きな貨物の積載によるタンクトップへの過大な応力の回避について スケジュールでは、アンチモン鉱及び残滓、バライト（種別C）等について、タンクトップへの過大な応力を避けるため、重量分布の均等化について検討するよう規定しています。この規定は告示には取り入れていませんが、荷役作業においては、当該規定に留意して下さい。</p> <p>(新設)</p>	
<p>(削る)</p>	<p>2. 種別B 船上において危険な状況となり得る化学的危険性を有する貨物をいう。現在IMSBCコードでMHBとして分類されている物質は以下のとおりであり、これも参考に決定する。</p> <p>(参考) 現在IMSBCコードでMHBとして分類されている物質(24物質)</p>	<p>種別の決定に関する注意：p 2 4</p>

	<p>褐炭ブリケット、チャコール、石炭、還元鉄(A) (ブリケット、熱間成型されたもの)、還元鉄(B) (塊、ペレット、冷間成型されたもの)、還元鉄(C) (微粒副生物)、リン鉄(ブリケットを含む)、フェロシリコン (ケイ素の含有率が 25 質量%以上 30 質量%未満又は 90 質量%以上のもの) (ブリケットを含む)、蛍石 (フッ化カルシウム)、生石灰、綿を落とした綿の実、マグネシア(未消和のもの)、金属硫化精鉱、ピートモス、石油コークス (か焼又は生のもの)、ピッチプリル、硫酸焼鉱、おがくず、シリコンマンガ(低炭素) (25%以上のシリコンを含有し、危険性を有するか又はガスを発生することが判明しているもの)、タンケージ、バナジウム鉱石、木材チップ、木材ペレット、木材パルプペレット</p>	
<p>(「貨物の種別」項目の下部)</p> <p>マルポール附属書Vに関する分類</p> <p><input type="checkbox"/> 海洋環境に有害である (HME に該当する)</p> <p><input type="checkbox"/> 海洋環境に有害でない (HME に該当しない)</p>	<p>(「貨物の種別」項目の下部)</p> <p>(新設)</p>	<p>特貨則第1条2の2に基づく提出資料関係別添13</p>